

福島県教育委員会令和6年10月定例会会議抄録

1 開催日時	令和6年10月11日（金）午後2時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎5階）
3 出席者	大沼博文教育長、1番 大村雅恵委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 正木好男委員、 4番 吉津健三委員、5番 高橋理里子委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後2時30分、教育長から10月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、高橋委員と大村委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5) 理事兼政策監提出理由説明	教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第1号については、令和7年度福島県立学校生徒募集定員を定めるもの。 議案第2号については、福島県立美術館運営協議会委員の解嘱及び委嘱を行うもの。 議案第3号については、令和7年度人事異動方針及び各人事異動実施要項を定めるもの。 議案第4号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。 議案第5号については、令和7年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の合格者を決定するもの。

	<p>議案第 6 号については、教育職員免許法の規定に基づき、教育職員免許状の取上げを行うもの。</p> <p>議案第 7 号については、令和 6 年度教育・文化関係表彰の被表彰者を変更するもの。</p> <p>議案第 8 号については、令和 6 年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第 1 号については、福島県幼児教育振興指針の策定について報告するもの。</p> <p>報告第 2 号については、令和 8 年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の日程について報告するもの。</p> <p>報告第 3 号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p>
<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第 2 号から議案第 8 号及び報告第 1 号から報告第 3 号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第 1 号</p>	<p>令和 7 年度福島県立学校生徒募集定員について（議案第 1 号）、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、令和 6 年 9 月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議案審議 議案第 2 号</p>	<p>福島県立美術館運営協議会委員の任免について（議案第 2 号）、社会教育課長から説明があつ</p>

議案第3号	<p>た後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第4号	<p>令和7年度人事異動方針及び各人事異動実施要項について（議案第3号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第5号	<p>福島県市町村公立学教員の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>午後3時15分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時17分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
議案第6号	<p>令和7年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験について（議案第5号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第7号	<p>教育職員免許状の取上げについて（議案第6号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第8号	<p>令和6年度教育・文化関係表彰について（議案第7号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
(10) 報告審議 報告第1号	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第8号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県幼児教育振興指針の策定について（報告第1号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>

<p>報 告 第 2 号</p>	<p>令和8年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の日程について（報告第2号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された</p>
<p>報 告 第 3 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第3号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和6年11月22日（金）午後1時から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後3時50分、教育長から閉会が告げられた。</p>